

平成 28 年度事業報告

はじめに

中国地方のタクシー業界は、特定地域タクシー事業適正化・活性化特別措置法の具体的実施による厳しい経営環境、並びに、長期にわたり低迷する景気状況にありながらも、地域の公共交通機関としてタクシー事業再構築に向けて活動しております。

このような状況の中で推進されたタクシー無線のデジタル化は、「安全・安心・快適」なタクシーサービスの提供を可能とし、利用者の利便性を高めるとともに、タクシー事業の付加価値を向上させることにつながる具体的な対策の一つと考えられ、多くのタクシー事業者様に移行いただきました。

タクシー無線のデジタル化整備が一定の区切りを越え、あらためて自営無線の有効性とデジタル方式の特性をふまえたタクシー無線のさらなる整備・発展に取り組んでいく必要があります。

I 組織の現状

厳しい経営環境のもとで廃業・事業の集約化がより一層進むとともに、デジタル整備にともなう I P 携帯電話配車システムへの移行など設備廃止の状況も散見され、全体の正会員数の減少傾向に歯止めがかかっていません。

(1) 正会員

県 別	平成 27 年度末	平成 28 年度末
広島 県	130	124
岡山 県	67	65
山口 県	84	84
鳥取 県	19	19
島根 県	50	46
計	350 社	338 社

(2) 賛助会員

県 別	平成 27 年度末	平成 28 年度末
広島 県	26	22
岡山 県	5	4
山口 県	4	4
鳥取 県	3	3
島根 県	3	3
福岡 県	2	2
大分 県	1	1
大阪 府	2	1
東京 都	1	0
計	47 社	40 社

II 平成 28 年度会議等

(1) 一般社団法人中国自動車無線協会関係

開催日	場所	会議名	内容
平 28. 5. 19	広島市	第 1 回理事会	通常総会提出議案 デジタルタクシー無線の動向 被表彰者選考委員会
平 28. 6. 8	周南市	第 2 回理事会 第 46 回通常総会	通常総会提出議案・総会運営 タクシー無線関連機器展示
平 29. 1. 26	広島市	第 3 回理事会	第 47 回通常総会開催計画 デジタルタクシー無線移行総括

(2) 一般社団法人全国自動車無線連合会関係

開催日	場所	会議名	内容
平 28. 5. 26	(書面)	第 1 回理事会	通常総会提出案件
平 28. 6. 16	東京	6 月期臨時正副会長会議 第 2 回理事会 第 3 回理事会 第 56 回通常総会	通常総会提出案件 全自無連通常総会
平 28. 9. 14	東京	9 月期専務理事会議	デジタルタクシー無線の総括 IP 無線共済事業の取り組み
平 28. 9. 15	東京	9 月期 IP 組織委員会 総務委員会	IP 無線共済事業の取り組み
平 28. 10. 6	徳島	10 月期正副会長会議	通常総会以降の活動 デジタルタクシー無線の総括 IP 無線共済事業の取り組み
平 28. 12. 7	東京	臨時正副会長会議	今後の活動方針等
平 29. 1. 18	東京	新年賀詞交歓会	全自無連、(一社) 全国乗用自動車連合 会 (一社) 関東自動車無線協会の共催
平 29. 3. 8 ~3. 9	東京	3 月期専務理事会議 総務委員会	第 57 回通常総会提出議案 デジタルタクシー無線完全移行の取 り組み IP 無線共済事業の拡充 調査研究活動の取り組み
平 29 4. 12	東京	4 月期正副会長会議 第 4 回理事会	第 57 回通常総会提出議案 IP 無線共済事業の拡充 総会被表彰者の選考

(3) 中国総合通信局関係

開催日	場所	会議名	内容
平 28. 6. 1	ANAクラウン プラザホテル	電波の日、情報通信月間 中国情報通信懇談会総会	記念式典・表彰式 事業報告・事業計画等
平 28. 6. 17	ホテルメルパルク 広島	中国地方非常通信協議会総会	事業報告・事業計画等 非常通信セミナー

Ⅲ 事業の実施状況

平成 28 年度、第 46 回通常総会の事業計画に基づく実施状況は次のとおりです。

1 デジタルタクシー無線移行に関する総括

(1) デジタルタクシー無線への移行状況

タクシー無線のデジタル移行については、平成 28 年 5 月 31 日に移行期限を迎え、長年にわたるデジタル化の取り組みは一定の区切りとなりました。

これまでに協会会員の皆さまにおかれましては、厳しい状況のもとでデジタル化を進めていただき、下表のとおり協会所属の会員数ベースで約 84%、無線局(移動局)数ベースで約 85%についてデジタル移行を完了していただきました。

県名	会員数			基地局数			移動局数		
	総数	デジタル	アナログ	総数	デジタル	アナログ	総数	デジタル	アナログ
広島県	124	107	17	126	111	15	3,711	3,415	296
岡山県	65	53	12	66	54	12	2,289	1,716	573
山口県	84	67	17	85	66	19	1,679	1,265	414
鳥取県	19	18	1	27	26	1	466	453	13
島根県	46	40	6	51	45	6	818	737	81
合計	338	285	53	355	302	53	8,963	7,586	1,377

※1 デジタル会員には I P 無線システム、並びに、MCA 利用会員が含まれています。

※2 無線局数はタクシー自営無線の局数をカウントしています。I P 局数は含まれていません。

(2) 携帯 I P 無線ネットワーク配車システムの状況

タクシー無線のデジタル化にあわせて、多くの会員の皆さまが携帯電話通信ネットワークを利用した I P 無線システムに移行されました。

I P 無線システムについては、平成 28 年初頃頃から全国自動車無線連合会が包括回線契約を行うことでのスケールメリット(利用料金の低廉化など)を全国の会員の皆さまに還元するとして「I P 無線共済事業」を展開するなど、デジタル化を契機に様々な検討をされる会員の環境整備に努めてきました。

協会会員における I P 無線システム利用の状況は下表のとおりとなっています。

I P無線システム利用		うち I P無線共済事業利用	
会 員 数	局 数	会 員 数	局 数
25	556	12	84

(3) アナログタクシー無線にかかる救済措置

デジタル移行期限を超えてなおアナログ通信方式を利用しなければ通信手段が確保できない会員が多く残る状況であったことから、先の平成28年度大規模再免許（平成28年6月1日付免許）において、総務省が各事業者の特段の理由を勘案し、当面のアナログ方式での運用が可能となる「救済措置」を認めました。

これにより、残るアナログ会員の多くがアナログ方式での再免許が認められています。

こうした「救済措置」は平成29年度再免許においても適用されることとなりました。

この「救済措置」は、あくまでも救済であって原則はアナログ周波数からの移行を速やかに行うことが求められています。協会としましては、残る会員の皆さまに対して自営無線のデジタル化、あるいは、I P無線共済事業などの活用に向けた働きかけを鋭意努めてまいります。

(4) タクシー無線等環境整備にかかる財政支援策

経済状況が厳しい中でデジタル化を進めていただいた状況のもと、タクシー無線のデジタル化など整備に関する財政融資制度並びに財政助成制度が認められました。

融資については、低率での融資金利が設定され、助成については高齢者雇用を前提とする一定額の助成金が認められました。移行時期が迫った状況ではありましたが、この間でデジタル整備を進められた会員様では、多くの皆さまがこうした財政支援策をご活用になりました。

こうした財政支援制度は、デジタル整備を終えた現状でも一定の条件を満たすことにより、引き続きタクシー無線などの環境整備に利用できることとなっています。

当該制度についての説明会を、昨年度に引き続き10月、11月期の法令周知会にあわせて開催しました。

(5) デジタルタクシー無線機器の展示

山口総会において、メーカー協力のもとタクシー無線関連機器展示を行うことにより、会員皆様の関心に一定程度お応えできました。

2 許認可対策（無線局の免許可支援）

(1) 中国総合通信局提出書類（無線局申請等）にかかわって、申請書作成代理人の指導、提出書類の下見・点検、不備箇所連絡と補正を行っています。

なお申請手続きにかかわって、これまで以上に電子申請による手続きを積極的に行いました。

免許申請や再免許申請など申請手数料（手数料が安価となります）が発生するもののほか、変更、廃止など電子申請が可能なものについて行うことにより、申請書類の郵送などの時間をなくすなど申請事務の迅速化に努めました。

申請取扱件数

(平 28.5~29.4)

申 請 書		届 出 書	
種 別	件 数	種 別	件 数
免 許 申 請	26	落成（完了）届	6
再 免 許 申 請	15	常 置 場 所 変 更	10
指 定 事 項 変 更	19	無 線 設 備 変 更	1
通信の相手方・通信事項	4	免 許 承 継	0
設 置 場 所 変 更	7	無 線 局 廃 止	41
無 線 設 備 変 更	6	無 線 従 事 者 選 解 任	41
免 許 承 継	0	住 所 変 更	10
免許状（証票）再交付	0	計 画 書	11
そ の 他	6	そ の 他	70
申 請 取 下	0	無 線 設 備 点 検 報 告	54
計	83	計	244

申請取扱件数のうちの電子申請内訳

申 請 書		届 出 書	
種 別	件 数	種 別	件 数
免 許 申 請	26	常 置 場 所 変 更	4
再 免 許 申 請	15	無 線 局 廃 止	9
指 定 事 項 変 更	12	住 所 変 更	5
通信の相手方・通信事項	3	そ の 他	5
設 置 場 所 変 更	3		
無 線 設 備 変 更	4		
そ の 他	3		
計	66	計	23

(2) 電子申請への対応

平成 28 年度中に対応した再免許（平成 29 年 6 月期）については、対象会員にかかる申請の全てについて電子申請で行いました。

電子申請は会員皆様の負担軽減（申請手数料が書面申請と比べて約 30%安価）となることから、引き続き免許申請とあわせて積極的に活用していきます。

3 混信妨害対策

デジタル移行に際して、携帯電話・地上デジタル放送との混信などの課題も発生しています。また、瀬戸内地方の地理的要因から周波数の選定にあたっては、慎重には慎重を期して行っていただいておりますが、運用後に予期せぬ混信が起きている状況もあります。かかる混信等については、協会と当局との間で個々に相談・対応しています。

さらに、無線設備・アンテナ等の老朽化は、混信発生への恐れもあり定期的保守点検をお願いします。

これまでも混信妨害対策として、混信発生申告と同時に当局へ調査要請を行い、賛助会員の協力も得て早期解消に努めています。

発生地区	申告内容	対応等
山口地区	十分な通信エリア内にもかかわらず通信ができない。	現地調査するも混信妨害などの事象確認できず。

4 自主管理対策（無線局の適正管理支援）

協会は例年と同様に、タクシー無線の適正管理支援として各県において法令周知会を開催しました。

周知会では、タクシー無線のデジタル化が一定の区切りを迎えた中、あらためて適正な無線局管理についての留意点などを中心に行いました。あわせて、第46回通常総会で承認されました協会会費の改定について説明を行いました。

周知会は各県役員の挨拶に続き、中国総合通信局から最近の電波行政施策などの説明が行われました。（説明会資料は全会員配布済）

続いて、協会から配布資料「タクシー無線電波法令周知会」に基づき、無線局の良好な管理運用及び再免許に関する周知を行いました。

また、周知会にあわせてタクシー無線などの環境整備にかかる財政支援制度について説明会を行いました。融資制度について日本政策金融公庫、助成金について各県の高齢者雇用支援機構の担当者から説明いただきました。

平成28年度デジタルタクシー無線法令周知会開催状況

県別	開催地	開催日	開催場所	出席社数	出席者数
岡山	岡山市	H28.10.27	岡山県タクシー会館	正会員8 賛助会員1	9
鳥取	鳥取市	H28.11.1	対翠閣	正会員4	4
島根	松江市	H28.11.2	ホテル宍道湖	正会員13 賛助会員3	16
山口	下関市	H28.11.8	海峡メッセ	正会員5 賛助会員1	6
広島	広島市	H28.11.10	KKRホテル広島	正会員4 賛助会員3	7
合計					42

5 防災・防犯協力

(1) 防災関係

本年度も中国地方は異常気象によるものと思われる自然災害が発生しました。とりわけ、梅雨期のゲリラ豪雨や冬場の豪雪による社会生活への影響が色濃く見受けられました。

- ① 中国地方非常通信協議会では、会員が参加して地震・台風等の非常災害時の通信確保のための「非常通信訓練」を行っています。ただし、タクシー無線は訓練計画に参加していません。
- ② 全自無連が取りまとめた「災害発生時対策マニュアル」では、災害発生時の非常通信、関係機関との連携など災害時におけるタクシー無線活用策について示されており、災害時など緊急時におけるタクシー無線初期情報は、防犯協力と共に地域社会に貢献する情報として期待されています。

(2) 防犯関係

広島集中基地局には、広島県警本部緊急通報装置(一斉緊急通報)として、タクシー会員からの発信、情報提供と防犯活動の迅速対処を目的としたシステムが導入されています。

他の地区では、県警から FAX 等で会員に一斉緊急通報発信、情報提供が行われ、防犯活動の迅速な対処に協力しています。

6 タクシー協会との連携

総会日等の設定、法令周知会の会場等は、各県タクシー協会と連携を図り、円滑な業務運営と情報交換に努めました。

6月8日に周南市で開催いたしました第46回通常総会並びに10月、11月期の法令周知会では各県タクシー協会のご支援とご協力をいただきました。

7 広報活動等

タクシー無線に関する監督官庁の周知事項、全自無連並びに協会の事業活動を中心に会員への情報提供に努めました。

(1) 中国協会広報誌・自動車無線「情報」

今期はNo. 204～No. 206を発行し、全会員あて送付しました。

同様に、中国総合通信局、中国運輸局、各県警察本部、各県タクシー協会等関係機関にも送付し、情報提供しました。

(2) 全自無連会報誌「タクシー無線 No. 55 2016」

中国協会の会員1社から投稿いただいております。

・「無線共済利用会員に聞く」

勝田交通(株) 代表取締役社長 下山 武紀 様

(3) 「インフォメーションタクム」

全自無連発行「インフォメーションタクム」は、今期2016. 8. 1 No. 56～2016. 4. 1 No. 59が発行され、中国協会を経由して中国総合通信局、中国運輸局、各県警察本部、各県タクシー協会等へ送付しています。

「インフォメーションタクム」は、全自無連と全国各協会事業の取組み、行政の動き、会員の投稿意見等を組織の内外に対する宣伝活動と位置づけて発行されています。

8 表彰

第46回通常総会において、多年にわたり役員として協会の発展に功績のあった2名の、犯罪の防止などに功績のあった1名、タクシー無線業務の永年勤続者6名の方々に表彰状を、多年にわたり役員として協会の発展に功績のあった2名の方々に感謝状を贈呈しました。

9 全自無連「IP無線共済事業」の拡充

タクシー無線のデジタル整備にかかる検討にかかわって、タクシー自営無線による配車から携帯IPネットワーク無線配車システムを利用する動きが顕著となった状況をふまえ、全自無連では各地方協会の会員を対象に安価な携帯IPネットワーク回線を提供する「無線共済事業」を展開しています。

会員の皆さまに対する支援を行う位置づけとともに、携帯IPシステム利用にともない各地方協会を退会する状況を食い止める組織化の位置づけもある事業であることから、今後のさらなる拡充・整備が重要となっています。